

企業形態論の研究対象に関する考察

亀倉正彦

1. 問題意識と本報告のあらまし

企業形態論は所有と支配の観点から資本集中の展開過程を論じたものであり、高度に発達した株式会社では「所有と経営の分離」が生じ、経営者支配が常態化する。ここからコーポレート・ガバナンス論が生じるが、株式会社や企業の本質を考えることを抜きにして、経営への牽制機能を論じる風潮にはやや違和感を覚える。

現代における株式会社の制度的構造からいくつかの企業行動が生み出されており、ここに企業形態論と経営管理論を結びつける数々の試みが展開されてきた。そこで、本報告は、ここ10年ほどの間にその考え方が浸透してきた Resource-Based View of the Firm (RBV: 企業の資源ベース論) を、通常想定されている経営戦略論としてではなく、企業理論として捉え、これをベースにすることにより、企業形態論と経営管理論を結びつける新たな流れを展開しようと試みる。この中で、企業の経営資源や能力といった RBV のフレームワークを利用して、議論が展開された史的展開も踏まえた上で、企業形態論やガバナンス論を再編成する。

本論文の構成は、まず企業形態論に関する問題意識と先行研究の紹介等をまず行い、企業形態論からコーポレート・ガバナンス論へと企業形態論の研究対象が移行しつつある点についてまず言及する。これに加え、ステイクホルダーとパワー概念を検討することにより既存のコーポレート・ガバナンス論への違和感を明らかにする。また、RBV の視点から見たガバナンス論はどのようなものかを論じ、オーストリア学派 RBV を援用することで経営者の判断の重要性を述べるとともに、これを全体の流れに位置づけるつもりである。最後に、以上の事柄を分析ツールとすることで、従来の企業形態論の研究対象がどのように整理できるのか、そしてそこから発展してきたコーポレート・ガバナンス論をいかにして捉えうるのかを示すつもりである。

2. 企業形態論

2-1. 出資による企業形態分類

企業の法律形態とは「企業をとりまく諸利害関係者、とりわけ債権者にたいする責任負担の視点を基軸として、会社企業の設立や機関…、総じて企業の手続のないし規制の側面からする企業の法形式を扱う」¹ である。具体的には、個人企業、合名会社、合資会社、株式会社がある。また、企業の経済形態とは、資本調達の様式 (Palay 説)、従業員数及び職能分化の程度 (リーフマン説)、出資・経営・支配の一体又は分離の程度 (増地説)、経営・管理・作業の歴史的な発展段階 (山城説) などがあるが、菊浦 (1992) が指摘するように「企業の経済的実質的な形態は必ずしも統一されているとはいいい難い」²。しかしながら、多様な企業形態の分類は、通常言われているような出資と経営 (および支配) の観点からでなく、本研究の目的からすれば、(金

¹ 植竹(1984), p.17

² 菊浦(1992), p.77

銭的資源との関連を究明する上で) 出資の観点のみから行うことが可能である。

この出資による分類基準には3通りある。第一のものは出資者数により、単独企業(個人企業)と少数集団企業(合名会社・合資会社)、多数集団企業(株式会社)に区分するものであり、このあり方は企業の統一的意思形成に影響する。第二のものは出資者の性格により、公企業、公私混合企業(公私合同企業)、私企業に区分するものであり、これは企業の営利性や公共性を考慮に入れるとき重要になる。そして第三のものは出資者の危険負担(責任の態様)により、人的企業(無限責任社員が含まれる:個人企業・合名会社・合資会社)と物的企業(資本的企業)(全社員が有限責任:株式会社)に区分するものであり、これは経営者が当該企業に及ぼすパワーに影響する。

2-2. 出資・経営・支配の態様を追究する企業形態論

上述のように、企業形態そのものは「出資者の数」、「出資者の性格」および「出資者の危険負担」といった基準によって分類が可能であるが、ここでは企業形態論はどのような学問であるのかについて検討する。たしかに商法や会社法を踏まえての各企業形態間の比較・分類も可能であるが、むしろ、小松(2006)が述べるように、「企業形態を分類学的に比較して論じるのではなく、歴史を進化論的にあとづけ、株式会社の本質を歴史に照らして知ることが必要である」³との認識に立ち、これを本質論的な、あるいは個別具体的なアプローチによって形作りながら企業形態論の研究が進展してきたといえる。別の言葉を借りれば、植竹(1984)に従い、「責任負担の問題を基軸として規範的に構成されている法律形態を『出資』、『経営』、『支配』といった観点から再構成して経済形態を位置づけていく…(中略)…主として制度化されて現存している企業諸形態を対象として、その経済的本質がどのような点にもとめられるかという視点のもとに立論している」⁴とする企業形態論の視点を本論も基本的に踏襲している。

もう少し具体的に述べるなら、高度に発達した資本主義の営み手としての株式会社の特質として「所有と経営の分離」が指摘されており、出資者である株主が、自らが選任した取締役(=経営者)に預託財産の運用すなわち業務執行を委託し、ここに登場する専門的経営者のテクノクラシー化あるいは株式所有の分散化、委任状機構などから経営者支配の問題が発生する。これが会社支配論やコーポレート・ガバナンス論の出発点になっている⁵。これに株式所有主体の非人格化(株主の法人化や機関化)が進展しているという歴史的事実を踏まえ、コンプライアンス(法令遵守)やCSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)といった考え方も生まれてきた。

上述の点を踏まえるなら、本論の表題でもある「企業形態論の現代的意義」の一つは、今日
のガバナンス論の礎となった点に求めることができよう。

2-3. 企業形態論の「公開企業」構想

例えば、西山は1992年の『日本企業論』において、「公開企業」構想を掲げている。この内容は、現代日本企業の性質が変質し、企業はもはや私的な存在ではなく、その公共的側面が著しく高まっている。それにもかかわらず、現在でも企業の維持原則がその「収益性」にもとめ

³ 小松(2006)，“企業形態の本質的意味”の項を参照。

⁴ 植竹(1984), p.18

⁵ 植竹(2005), p.6

られている点で、かつてとの大きな差が未だに残っている。

そこで、「収益性と公共性の調和」を謳い、「公開企業」という新たな企業形態を構想し、以下の3点の特徴を示した。

第一は、原則としての現状の承認である。日本企業の現在のような労働者集団的な性格はそれ自体企業を活性化し、成長を促進させしめる要素として積極的に評価しなければならない。この観点から外国と異なった日本企業の状況を収益性確保の見地から肯定的にみる必要があるとあり、規制は最小限にとどめて、角を矯めて牛を殺すような愚行を避けるべきである。たとえば、株主総会が高機能化しているという実態を率直に認めて、思い切って株主総会を廃止し、それに代わるべき機構を考える。

第二は、現状への必要限度でのチェック機構の導入である。以上のような企業の収益性の要請が重要であるにしても、そのために企業の公共性を犠牲にすることは出来ない。このためには企業組織法としての商法の機能の実効性が確保されなければならない。企業内の制度としての監査委員会の設置など経営から独立した制度の導入がこの必要を満たすものになるであろう事。

第三に、21世紀に至る経過的問題としての対外関係への配慮が必要である。諸外国の社会はまだ日本の段階には達していないが、他方、企業の国家的交流は益々盛んになっている。したがって、21世紀を先取りすると言っても、一挙に制度の急激な変革を企てることは困難であるし、また得策ではない。株式会社を廃棄しても、有価証券としての株式や社債の制度は残し、株主や会社債権者を保護するために実行ある方法を考えるべきである。

以上のような主張を西山はおこなったが、これに伴い当然ながらその公開会社の指導理念の内容も検討されなければならない。

公開会社の指導理念は、結局、以上のような収益性と公益性の調和である。そして、これを収益性を代表する経営の側面と公共性を代表する監査の側面とに分けて考え、経営の側面については出来る限り管理労働者としての経営者の現在のような自由で広範な権限をそのまま承認すると共に、監査の側面についてはかなりしっかりした規制をおき、かつそれに即応した情報の伝達、ディスクロージャーを確保する必要がある。また、企業の公共性の確保のためには、このような監査機構と並んで、残余財産請求権者としての大衆株主および無担保金銭債権者の直接的な保護が配慮されなければならない。したがって、新しい公開会社は、このような企業の公共性の確保にその重点が置かれることになる。

このようにして、西山の公開企業の構想も、従来の企業形態論の主張とは一線を画し、収益性と公益性とを念頭に置いた主張となっている。この点については、占部の主張も同様の傾向が見られる。こうすることで、戦略論としての企業形態論と管理論としての企業形態論の両側面が融合する方向性が、今後求められていくことになる。この点については、以下でさらに展開していくことにする。

2-4. 企業形態論の課題と今後の展開：「管理論・戦略論に向けて」

さて、占部（1972）は「新しい企業形態論の方法論の基調」として、3つの課題を提示した⁶。すなわち、①静態的企業論でなく、企業構造の分析から企業行動を説明しかつ予定すること、

⁶ 占部(1972), pp.61-62

②形態分類を超えて環境適応と戦略的決定に関する意志決定の問題として取り扱うこと、そして③企業の経営構造の動的展開過程を考察すること、の3つである。この中でとりわけ注目に値するのは②環境適応と戦略的視点である。これまでのガバナンス論の議論は、大規模に発達した公開企業としての株式会社における「企業とはそもそも誰のために、またどのように運営されるべきかという、企業の基本的なあり方を表す企業観」⁷を明らかにするとともに、ときにはそうした企業観の違いを比較制度論的に示そうとするものであった。一部の例外はあるものの、いわば企業経営への制約要因として環境適応を捉える分析が中心であったとも言える⁸。

本論が目指すのは、②のうち「戦略性」に視点を当てることにもつなげる素地を整えることである。いわば企業形態論の基礎をそのまま踏襲しながら、ガバナンス論だけでなく、同時に戦略性も考慮に入れた経営管理論を展開しうることを示すこと、あるいはそのための分析ツールの一部を詳らかにすることである。ここで中心になるキーワードは「資本の二重性」、「経営資源」、「パワーと影響力」であり、これまでの企業形態論は金銭的資源との関連でこれを捉えてきたのに対して、昨今はそれ以外の経営資源も重要な役割を果たしていることを主張するつもりである。

3. ステイクホルダーとパワー概念

3-1. 資本の二重性と所有の二重性

株式会社において、G (Geld: 貨幣), W (Waren: 商品), A (Arbeitskraft: 労働力), Pm (Produktionsmittel: 生産手段), P (Produktion: 生産) という現実資本の展開過程についてはよく知られるところ⁹であるが、同時並行して擬制資本 (株式資本) が維持・展開していく側面については多くは言及されない。株式資本は、その他の企業形態の資本とは異なり、資本維持の原則が守られながら、資本の譲渡が可能になっている点に一つの特徴がある。ここに、現実資本と擬制資本の遊離が生じる (= 資本の二重性)。

すなわち、ひとたび出資された擬制資本 (株式) は、必ずしも維持されるとは限らない。結合・追加・変化などの形で擬制資本それ自体が変質しうる。この展開の仕方は、当該株主が経営者に及ぼす影響力を変化させうる。同時に、経営者にとって、現実資本と擬制資本の結びつきへの認識を希薄にさせる可能性がある。これは、とりもなおさず、大規模な公開株式会社にとって、現実資本と擬制資本の遊離、つまり株主パワーの相対的な低落を意味するものである。

上述のように区別した現実資本と擬制資本のそれぞれの側面から、所有権 (ownership) たる「使用・収益・処分」のあり方を立ち入って検討する。後述する RBV の用語を借りて表現すれば、「現実資本」の面で、経営者は「金銭的資源」を「物的資源」に転形させ (使用・処分)、そこから収益を上げている (収益)。他方で、「擬制資本」の面で、株主は「株式」を用いて権利行使し (使用)、配当などを得て (収益)、市場を通じて売却する (処分) ことになり、いずれも金銭的資源との関連で表現が可能である。大事なことは、このように資本の二重性の発生と同じくして、ここにまつわる所有にも二重性が発生する。

⁷ 植竹 (2005), p.7

⁸ 戦略的CSRなどの議論はそうした例外の一つである。

⁹ この点について植竹 (2005) は、「貨幣資本が人的資本や物的資本に転化して、生産過程で生み出された商品資本が市場でふたたび貨幣資本に立ち戻るという現実資本ないし企業資本の運動だけでなく、株式が取引所を介して独自の運動 (『現実資本』とは区別された『株式資本』ないし『擬制資本』の運動) をも展開することが特徴的である (株式会社における資本の二重性)」と簡潔にまとめている (p.6)。

3-2. ステイクホルダーとパワーの源泉

このように、株主とのかかわりでは、現実資本と擬制資本の交換過程を通じて、株主は株式会社のステイク (stake: 掛け金、支柱) を握る。同様にして、金融機関は「融資」を通じて企業のステイクを握り、顧客や地域なども「商品購入や企業評判」を通じて企業のステイクを握る。従業員の場合、「物的資源に関係特殊投資を実行できるだけの技術や能力」¹⁰を通じて企業のステイクを握る。これらは、いずれも後述する RBV という経営資源 (物的・人的・組織的・金銭的) の用語により表現が可能である。

資源依存パースペクティブを提示したことでも有名な Pfeffer (1992) は、パワーの源泉として5つを挙げている。すなわち、①資源コントロール、②コミュニケーション・アクセス、③公式地位、そして④適切なユニットへの所属、⑤個人特性である¹¹。第一に、資源コントロールは、他者が必要とするような資源を創出したり、資源コントロール基盤 (所有・アクセス・使用・規制) を確立したり、コントロール下にある資源価値を高めたり、同盟関係を構築したりすることでパワーの源泉となる。第二に、コミュニケーション・アクセスは、物理的な位置や中心性を確保したり、タスク間に相互依存性を持たせたりすることでパワーの源泉となる。第三に、公式地位は、指令系統を備えた階層を構築したり、規範等の形で制度化したり、自分にパワーがあるという評判をつくったり、業績や実績を達成したりすることでパワーの源泉となる。第四に、適切なユニットへの所属は、メンバー間のコンセンサスをとったり、上部組織の重要課題を解決したり、他のユニットに代替されない工夫をしたり、他のユニットへの浸透度と関与を高めたりするユニットに所属することがパワーの源泉となる。第五に、個人特性は、活力と肉体的スタミナ、集中力、他者への感受性、柔軟性、コンフリクト耐性、進取性を備えることがパワーの源泉となる。

このようなパワーの源泉の研究が示唆することは、パワーの源泉には多種多様なものがあるので、この中では株主の所有権すら、資源コントロール・パワーの一つの態様でしかないことである。また、ステイクホルダーもまた、株主と同様にパワーを発揮しうること、そしてさらに大事なことは、従業員や下部組織ユニットもパワーの源泉を獲得して活用することができるということも示している。また、これらの源泉の大半は、RBV のいう経営資源の用語により表現が可能である。

4. 統合的視座としての RBV

4-1. RBV (Resource-Based View of the Firm) とは

企業が業界平均以上の業績を上げるという経営戦略の基本問題に対して、企業内部の固有の強みある経営資源 (4種類: 物的資源、人的資源、組織的資源、金銭的資源) を構築し活用するというアプローチにより解答する立場である。外部環境等との適合関係を論じるポジショニング・アプローチと対比されることがある。RBV アプローチは「企業固有資源」、「資源移動障壁 (または隔離メカニズム)」、「持続的競争優位」「レントの獲得」といったキーワードにより特徴付けられ、類似のパースペクティブにケイパビリティ、ダイナミック・ケイパビリ

¹⁰ Rajan & Zingales (1998) の表現に従う。

¹¹ Pfeffer (1992) は本著 (4部構成) の第2部をパワーの源泉の解明に当てている。

ティーなどの概念がある¹²。

注意すべきは「レント」の概念であり、広く一般には“超過利潤”として知られているが、元々は“資源の生産力”を示す用語である¹³。企業が資源を活用して商品を生産することがいわば「資源の生産力」であるが、生産した段階ではまだこれが顧客によって受け入れられるかどうか分からない。市場に導入し評価を受けて初めて業績となる。この意図するところは、(ガバナンス論との議論も絡むため) すぐ後で改めて述べることにする。このようなレントのうち、ある一定の要件を満たしたものが資源の企業固有性をもたらす¹⁴。

4-2. 経営者の役割とコーポレート・ガバナンス論

コーポレート・ガバナンスは狭義には所有原理主義に基づいた「株主と経営者との関わり」として、また広義には「企業の公正かつ効率的な運営システムの構築」を論じる。私は、経営者の役割は第一義的には「レントの創造」であると考え。すなわち、経営者は顧客や市場その他のステイクホルダーのニーズ・ウォンツ等を考慮に入れ、ベストを尽くして、先述した“資源の生産力としてのレント”を創出する。こうして生まれた付加価値が、企業活動への各参加者(ステイクホルダーも含む)に対してバーナードの意味の「効率 (efficiency)」を満たすことで、そうして利潤が生まれる¹⁵。

このように、あくまでも利潤は結果として生ずるものであり、必ずしも意図した結果であるとは言えない。もしここで資源が利潤を生み出すと表現すると、それはある種の論理の飛躍になるし、利潤を生み出す資源の重要性を述べたらそれはトートロジカル(同義反復)な議論になろう。先述の議論において、レントの本来の語義は“資源の生産力”としたのも、ステイクホルダーとの関わりを考慮に入れた分析が可能になることが一つの理由である。

これまでのガバナンス論には「レントの創造」という視点が、そしてこれまでのRBVには「資源を通じたステイクホルダーとの依存関係(資源依存)」(先述)という視点がそれぞれ欠落していたと言える。このように経営資源論(RBV & 資源依存パースペクティブ)を考察することで、コーポレート・ガバナンス論や管理論・戦略論に対して新たな知見を拓くことが可能になる。

4-3. ペンローズの企業成長論の検討

翻って、RBVの源流をなす“資源の束”としての企業観を提唱したペンローズ(E. T. Penrose)の考えによれば、企業成長とは「ある特定の方向に向けた累積的運動を導く発展の内部プロセス」¹⁶のことであり、そのためには資源の潜在的サービスを高めて活用することが必要不可欠であると主張する。ここでいう潜在的サービスとは、その資源を用いることで得られる機能とその可能性のことである¹⁷。つまり、全く同じ資源であっても、それを異なる目的や異なる方法で用いたり、他の資源との結びつけ方やその量を変えたりすることで、それから

¹² RBVの概要と詳細は、亀倉(2002)を参照。

¹³ 亀倉(2005), pp.255-257。ペンローズの「サービス」にも近い概念である。

¹⁴ そのようなレントは4種類あり、それぞれリカード・レント、バレット・レント、専有可能な準レント、独占レントである。詳細は、亀倉(2005), pp.257-259を参照。

¹⁵ このときレントと超過利潤はほぼ同じ意味として使用しうる。

¹⁶ Penrose(1959), p.1

¹⁷ これに伴い、資源は「潜在的なサービスの束」から成り立つと規定する(Penrose 1959, p.25)

たらされるサービスやサービス・セットもまた異なってくる。このように、生産プロセスにおける「投入物」は経営資源そのものというより、むしろ資源が生み出しうるサービスに他ならない。

ペンローズはまた、企業成長は無限のものでなく制約があると述べている。この主たる制約要因は、企業の入手可能な経営資源には限りがあること、および入手済みの経営資源を活用する経営者の能力にも限りがあること、の2点である。後者が意味することは、仮に2人の経営者がいて両者が完全に同一の資源を有していたとしても、その資源の潜在的サービスを活用する能力に差があれば、より高い能力をもった経営者の方が企業成長させられるという意味を示している。ここにおいて、経営者が保有する経営資源を潜在的な機会に適用しうる能力が問われるとともに、潜在的な市場機会をいかに評価するかは経営ビジョンや戦略策定のあり方に多分に依存することから、経営者の判断に含まれる主観性が必然的にクローズアップされてくる。なお、ここで下す判断は、多くの個別のかつ具体的な文脈に沿うものであるから、その判断の適切さを評価する一般的・包括的な基準を考えることにはあまり意味がないとする指摘もある¹⁸。

4-4. 経営者の判断と状態依存型ガバナンス

オーストリア学派 RBV (=「企業理論としての RBV」) の考え方に従えば、資源の属性は必ずしも客観的に与えられるものでなく、きわめて「主観的な」ものである。すなわち、機能や使用可能性などの資源の属性はそれらを特定した経営者によって規定されるものである (Foss)。したがって、レントの創造と分配にあたっては、経営者の判断が重要になる。この経営者の判断は、その時々企業の状況により、重視する優先事項が変わってくる (たとえば、環境変化による経営方針の変更、不祥事による当面の対応など)。

もし経営者の判断がその段階で適切なものであった結果、然るべきレントを創出し利益分配を実現しているならば、ステイクホルダーの不満も生じることなく、コーポレート・ガバナンス論は不要のものとなろう。この点については、Pfeffer (1992) の中で、「戦略、テクノロジー、市場へのアプローチ、労働者の管理を含む根本的な変革が要求されていないのなら、言い換えれば、組織の既存の経営と文化が結果を出しており、想定しうる先までは、そのまま継続可能だという場合なら、パワーや影響のプロセスは、いずれも不要だし非効率でもある」¹⁹ と指摘されている。もっともパワーの存在それ自体は、経営者を規律づける、あるいは適切な経営に対する緊張感を与える機能を果たす。

しかしながら、もし経営者の判断が不適切だったためレントの創造と利益の分配が十分に行われなかった結果、ステイクホルダーの不満を招来したならば、企業 (経営者) のパワーの基盤とバランスが崩れ、これはその後の事業運営に支障を来すことになる。このとき市場メカニズムあるいは企業牽制のメカニズムが作動するが、後者の場合には、これは不可避的に何らかのパワーや影響力の行使に結びついて展開されることになる。このときにどのステイクホルダーがパワーや影響力を行使するかについては、そのときの企業の経営状態、ならびにパワーの源泉となりうる経営資源のステイク状態に一定に依存することになる。

¹⁸ Pfeffer (1992), Chap.7「公式権限、評判、実績」の章を参照。

¹⁹ Pfeffer (1992), 邦訳 p.356。また、パワーと業績の関係について、「条件により変わるが、パワー・ダイナミクスから発生する問題が効率を阻害するのは明らかである」と述べている。(邦訳 p.360)

5. 株式会社論の新たな展開～企業形態論と経営管理論の融合に向けて～

①コーポレート・ガバナンス論の礎

企業形態論（大規模な公開株式会社）は金銭的資源を中心に議論し、資本の二重性と所有の二重性を導き、株主（シェアホルダー）を中心とするコーポレート・ガバナンス論の礎となった。ここでパワーを所有という一面で捉えるという出発点をなした。また、経営者の役割を「自己増殖」と「利潤分配」とする端緒を提供した。前者はやがてレントの創造活動に導かれた。

②管理論・戦略論との融合

経営資源論の立場からすると企業形態論は金銭的資源を中心に議論するものである。これは「所有と経営の分離」を契機としてガバナンスの議論を導くことが多いが、他方で同じ契機でありながら資本集中や暖簾の獲得など高度経済成長期における管理論的要請に応える議論にもつながるものであった。ここに、近年における事情を考慮して、金銭的資源以外にも経営資源を拡大して考察することで、管理論・戦略論との融合を導いたことが、企業形態論の現代的意義である。

また、結語に替える意味で、企業形態論の大きな流れを振り返って指摘することにする。日本の経営学が経済学から分化して独立の科学としての道を踏み始めたとき、その出発点をなしたものは「企業形態論」であった。そして、企業形態論の内容は、そもそも「企業の理論」をなすものであった。

第二次世界大戦後から最近に至るまで、日本の経営学はアメリカ経営学の強い影響を受けたが、その間に主に管理的経営学が学会および実界の両方の関心であった。管理論や組織論の充実によって、企業の内部の管理過程や意思決定過程が究明されたのである。それは、企業の理論の、いわば「内包的充実」に大きな貢献をしたと言えよう。これは、占部も同様の指摘をしている。

しかし、管理論や組織論を扱う管理的経営学は、その方法論的志向において、経済制度としての企業を明示的な対象としたものではない。それは、企業と非企業とを問わず、あらゆる種類の組織に適用されるものであった。最近では、管理的経営学も、そのような方法論上の限界を克服して、企業の理論に接近しようとしている。このような最近の傾向において、経営学を企業の理論として、あるいは企業の科学として見直す必要が生まれている。この中から、新しい意味での企業論としての戦略的位置づけも発生してきたのである。

他方、企業形態が経営学の中で100年近く論じられてきた中で、この間では資本主義の存続と、他方における社会主義の衰退が論じられている。我が国の企業形態論の研究者の研究傾向は、増地の指摘にもあるとおり、第二次大戦頃から続く「1940年体制」の影響下にあると言える。研究者が特定の歴史状況に生きる以上は、学問が時代の世相に影響されるのはやむを得ない。時代の発展と共に学問がある。と同時に、なおかつ、資本主義の一般法則・原理と時事問題とを混同せず、両者をはっきり区別した観点から研究すべきでもある。今後に向けて、時代の発展を踏まえた上での、資本主義企業の一般法則・原理に迫る視点も持ちつつ、今後の研究を進めていきたいと考えている。

【参考文献】

- 青木昌彦・奥野正寛編著（1996）『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会
- Barnard, Chester I. (1938), *The Functions of the Executive*, Harvard University Press. (山本安次郎他訳『新訳 経営者の役割』ダイヤモンド社, 1968年)
- 現代企業経営研究会編（2002）『現代企業経営のダイナミズム』税務経理協会
- 亀倉正彦（2002）「企業資源ベース論」、現代企業経営研究会編『現代企業経営のダイナミズム』税務経理協会、第5章 pp.63-75
- 亀倉正彦（2005）「資源の生産力としてのレント概念」、慶應義塾大学商学会編『三田商学研究』第48巻第1号
- 菊浦重雄（1992）『新改訂 企業形態の歴史と展開』制作社
- Klein, B., R. Crawford, and A. Alchian (1978), "Vertical Integration, Appropriable Rents, and the Competitive Contracting Process," *Journal of Law and Economics*, 21: 297-326
- 小松章（1983）『企業の論理——社会科学としての経緯英学——』三嶺書房
- 小松章（2006）『(新経営学ライブラリー5) 企業形態論 (第3版)』新世社
- Liefmann, Robert (1923), 邦訳 増地庸治郎・横原覚訳「企業形態論」同文館
- 増地庸治郎（1938）『企業形態論』千倉書房
- Penrose, E. T. (1959), *Theory of the Growth of the Firm*, Basil Blackwell 邦訳、末松玄六訳『会社成長の理論 (第二版)』ダイヤモンド社 1980年
- Pfeffer, Jeffrey (1992), *Managing With Power*, Harvard Business School Press 邦訳、奥村哲史訳『影響力のマネジメント<<リーダーのための「実行の科学」>>』東洋経済新報社 2008年
- Rajan, Raghuram G. and Luigi Zingales (1998), "Power in a Theory of the Firm," *Quarterly Journal of Economics*, 113 (2) : 387-432
- 谷口和弘（2006）『企業の境界と組織アーキテクチャー—企業制度論序説—』NTT出版
- 植竹晃久（1984）『企業形態論—資本集中組織の研究—』中央経済社
- 植竹晃久（1994）「コーポレート・ガバナンスの問題状況と分析視点—現代企業の統治メカニズムと経営行動の研究所説—」、慶應義塾大学商学会編『三田商学研究』Vol.37 No.2, June 1994, pp. 49-63
- 植竹晃久（2005）「現代企業経営論の展開」、慶應義塾大学商学会編『三田商学研究』第48巻第1号: 1-11
- 植竹晃久・仲田正機編（1999）『現代企業の所有・支配・管理—コーポレート・ガバナンスと企業管理システム—』ミネルヴァ書房
- 占部都美（1972）『企業形態論』白桃書房
- 占部都美（1980）『(占部都美著作選集・第2巻) 経営形態論』白桃書房
- 山城章編（1955）『(経営学講座2) 企業形態』巖松堂書店
- 渡辺智子（2006）『コーポレート・ガバナンスと企業理論』慶應義塾大学出版会